

新旧対比表

〈ひろぎん〉バリューワンJCB・広島銀行JCBカード会員規約

変更前	変更後
第1章総則	
第6条（カードの有効期限）	
<p>1.カードの有効期限は、カードの券面または会員本人のみが閲覧できる画面等に表示された年月の末日までとします（なお、各年における当該有効期限の月と同じ月のことを、以下「有効期限月」という。）。</p> <p>2.両社は、カードの有効期限までに退会の申し出のない会員で、両社が審査のうえ引き続き会員と認める方に対し、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」という。）を発行します。</p>	<p>1.カードの有効期限は、カードの券面または会員本人のみが閲覧できる画面等に表示された年月の末日までとします（なお、各年における当該有効期限の月と同じ月のことを、以下「有効期限月」という。）。</p> <p>2.両社は、カードの有効期限までに退会の申し出のない会員で、両社が審査のうえ引き続き会員と認める方に対し、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」という。）を発行します。</p> <p>3.両社は、1年以上カードの利用（年会費の支払いは利用に含まない。）のない会員に対し、更新カードを発行しないことができるものとします。</p>

新旧対比表

〈ひろぎん〉バリューワンJCB特約

変更前	変更後
第2条（本カードの発行・貸与）	
<p>(3) 本カードが、万が一ご不在などの理由により不送達となり、返却された場合には、当行で所定の期間のみ保管します。この場合、当行にご確認のうえ、その指示に従い交付を受けてください。所定の期間を経過した場合は、当該カードは破棄しますので、利用をご希望の場合は、あらためて本カードのお申込が必要となります。</p>	<p>(3) 本カードが、万が一ご不在などの理由により不送達となり、返却された場合には、当行で所定の期間のみ保管します。この場合、当行にご確認のうえ、その指示に従い交付を受けてください。所定の期間を経過した場合は、当該カードは破棄します。</p>
第8条（本カードの解約・会員資格の取消）	
<p>(2) 本カードのクレジットカード機能については、会員規約に基づいて当行が会員資格を取消することができます。この場合、当行は本カードのキャッシュカード機能に係る契約（〈ひろぎん〉バリューローン契約がある場合は〈ひろぎん〉バリューローンを含む。）を特に一体型会員に事前に通知することなく解約することができるものとします。またこの場合、当行は「手のひら認証サービス」に係る契約についても、特に一体型会員に事前に通知することなく解約できるものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても、当行は責任を負いませんのでご了承ください。</p>	<p>(2) 本カードのクレジットカード機能については、会員規約に基づいて当行が会員資格を取消することができます。この場合、当行は本カードのキャッシュカード機能に係る契約（〈ひろぎん〉バリューローン契約がある場合は〈ひろぎん〉バリューローンを含む。）を特に一体型会員に事前に通知することなく解約することができるものとします。またこの場合、当行は「手のひら認証サービス」に係る契約についても、特に一体型会員に事前に通知することなく解約できるものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても、当行は責任を負いませんのでご了承ください。上記にかかわらず、当行は、1年以上カードの利用（年会費の支払いは利用に含まない。）がなく更新カードの発行を受けられずにカードの有効期限が経過した会員が本カードの会員資格を喪失した時点で、当該会員に対し、紛失・盗難の届出があるなど、特段の事由がない場合には、一般のキャッシュカード（ローン（当座貸越）機能を搭載したキャッシュカードを含む。）を発行することができるものとします。</p>

新旧対比表

〈ひろぎん〉バリューローン予約型契約書

変更前	変更後
第6条（本商品の終了）	
—	当行は、社会、経済、金融情勢の状況の変化その他の相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他の相当の方法で周知することにより、本商品を終了させることができるものとします。なお、本商品の終了は、契約者のご利用可能枠を廃止するものであり、すでに実行済みの「マイカーローン」・「教育ローン」・「フリーローン」へ影響を及ぼすものではありません。
第67条（その他）	
（省略）	（変更なし）

新旧対比表

〈ひろぎん〉バリューローン契約書（当座貸越契約）

変更前	変更後
第2条（取引期間）	
<p>1. 契約者がこの契約にもとづき、〈ひろぎん〉バリューワンカード（以下「カード」といいます。）を使用して当座貸越をうけられる期間（以下単に「取引期間」といいます。）は契約成立日から、その申込書兼当座貸越契約書記載の契約期間（以下「契約期間」といいます。）の応当日の属する月の月末、（当行休業日の場合はその翌営業日）までとします。なお、期限までに当行から契約者に期限を延長しない旨の申出がない場合には取引期間はさらに契約期間延長されるものとし以降も同様とします。但し、〈ひろぎん〉バリューローン定額返済型については満57歳を超えて、または勤務先を退職以降は延長いたしません。契約期間延長にあたっては、当行の店頭に表示された所定の手数料を支払います。</p>	<p>1. 契約者がこの契約にもとづき、〈ひろぎん〉バリューワンカード（以下「カード」といいます。）を使用して当座貸越をうけられる期間（以下単に「取引期間」といいます。）は契約成立日から、その申込書兼当座貸越契約書記載の契約期間（以下「契約期間」といいます。）の応当日の属する月の月末、（当行休業日の場合はその翌営業日）までとします。当行は、1年以上当座貸越の利用のない会員が、当行からの通知後相当期間内に利用継続を希望する旨の回答をしない場合、本契約を解除できるものとします。なお、期限までに当行から契約者に期限を延長しない旨の申出がない場合には取引期間はさらに契約期間延長されるものとし以降も同様とします。但し、〈ひろぎん〉バリューローン定額返済型については満57歳を超えて、または勤務先を退職以降は延長いたしません。契約期間延長にあたっては、当行の店頭に表示された所定の手数料を支払います。</p>